

## 神戸市社会的養護自立支援拠点事業運営業務 仕様書

### 1. 名称

令和8年度神戸市社会的養護自立支援拠点事業運営業務

### 2. 目的

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

### 3. 対象者

- (1) 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者であって、市が支援を行うことが必要と判断した者とする。
- ①小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
  - ②乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
  - ③母子生活支援施設における保護を受けていた者
  - ④児童自立生活援助の実施を解除された者
  - ⑤児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
  - ⑥法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
  - ⑦虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者
- (2) また、次のいずれかに該当する者であって、市長が支援を行うことが必要と判断した者も対象とする。
- ①小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託されている者
  - ②児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者
  - ③母子生活支援施設における保護を受けている者
  - ④児童自立生活援助の実施をされている者

#### 4. 実施事業内容

##### 社会的養護自立支援拠点の開設準備・運営業務

- ・拠点の開所に向け、物件の確保や備品購入・改修等を行い、関係機関への広報周知・連携準備等を行うこと。
- ・開所後は以下の業務を行うこと。

###### ①相互交流の場の提供

ア 対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽にを行うことができる場を提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。その際、単に場を提供するだけではなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。

イ 相互交流の場が、対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、対象者同士や職員等とのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

###### ②支援計画の策定

ア 生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援計画を策定すること。

イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。

また、必要に応じて児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定すること。

ウ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。

エ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）も含め、対象者に必要な支援を行うこと。

オ なお、支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

###### ③相談支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行うこと。

イ 電話やメール、SNS等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。

また、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

なお、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

#### ④児童養護施設入所者等への支援

ア 児童養護施設退所者については、退所後の施設のアフターケアに加え、複数の相談機関を選択できる環境を整えることが重要である。

そのため、児童相談所や施設等と連携し、入所中から施設訪問等を行うことで、入所児童と信頼関係を構築できるよう努めること。

なお、退所後支援にあたっては、施設と緊密に連携しながらアフターケアを実施すること。

イ 施設入所経験のない子ども・若者であって困難を抱える者については、児童相談所や児童家庭支援センター等の支援機関による支援を受けていたとしても18歳到達後、頼れる先が少なくなり、孤独孤立等、困難な状況に陥ることがある。

そのため、支援機関（児童相談所、児童家庭支援センター、民間支援機関、学校等）とのつながりがなくなる前から対象者と関係性を構築し、社会的養護自立支援拠点に支援を求めるやすい仕組みづくりに取組むとともに、支援者と信頼関係を築き、拠点の利用促進につなげること。

ウ これまでの逆境的体験から、学びや体験機会が保障されなかつた子どももいることから、自立支援のためのセミナー、体験プログラム、就労体験、社会的養護自立支援拠点を活用した交流イベント等を積極的に行うこと。

### 5. 実施体制

#### （1）実施場所

JR三ノ宮駅、元町駅等主要駅周辺等、神戸市内の対象者が来所しやすい場所に設置すること。当該事業所には、次の設備を設けるものとする。

ア 事務室

イ 相談室

ウ 対象者が相互交流ができる設備

エ その他、事業を実施するために必要な設備

## （2）開所日時

- ・開所日：原則週3日以上（土日のどちらかは開所すること）
- ・開所時間：1日6時間程度（17時以降の夜間帯を含めるなど、対象者が来所しやすい時間帯とすること）

※具体的な曜日や時間帯については、市との協議により定めることとする。

## （3）職員配置

本事業の実施に当たっては、支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員及び就労相談支援員を配置すること。

①支援コーディネーター（管理者）は、事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 社会福祉士 又は 精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 児童福祉事業 又は 社会福祉事業に 通算 5年以上従事した者
- ウ 市が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

②生活相談支援員は居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）  
第43条各号のいずれかに該当する者（児童指導員の資格を有する者）
- イ 市が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

③就労相談支援員は、適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他必要な支援を行う者であって、市が適当と認める者とする。

## 6. 実績報告・提案

受注者は、本事業の実施状況と効果を把握するため、半期ごと（※初年度においては、上半期：開所日～10/31、下半期：11/1～3/31）に「半期業務報告（効果測定）」を提出すること。

報告には、以下の点を含めること。

- ① 利用者数・所属・相談種別・支援内容等
- ② 支援ケースの経過や支援ニーズ等
- ③ ①、②の分析を通じた効果的な支援方法の提案

## 7. 事業の実施にあたっての留意事項

（1）事業所は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。このほか、事業の実施に当たっては、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知）で示した内容を十分

に踏まえて実施すること。

- (2) 事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。また、事業所は、対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。
- (3) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第34条の7の2第5項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。
- (4) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて神戸市（児童相談所を含む。）、各区（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。
- (5) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。
- (6) 対象者が市内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (7) 対象者が市外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。